

栃木県有施設開放実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民の生涯学習を支援することを目的として、学習活動、スポーツ活動、市民活動、文化活動及び地域活動などの生涯学習活動を行う団体・グループの活動のために県有施設を使用させることについて、必要な事項を定めるものとする。(以下、この要綱に基づき県有施設を使用させることを「施設開放」という。)

(開放施設)

第2条 使用させる県有施設(以下、「開放施設」という。)は、別に定める施設の一部とし、施設の状況、立地条件、地域の実情及び管理体制等を考慮して施設開放可能と判断できる部分のみとする。

(使用許可)

第3条 施設開放は行政財産の目的外使用許可(地方自治法第238条の4第7項)によるものとし、この使用許可は、当該開放施設の庁舎管理者(以下、「庁舎管理者」という。)が行うものとする。

2 前項の使用許可については、栃木県公有財産事務取扱規則第65条の規定に基づき、特例として、同規則第6条第三号、第33条、第36条及び第64条並びに公有財産管理システムによる公有財産事務処理要綱第6条の規定は適用しない。

(使用料等)

第4条 使用料は、栃木県行政財産使用料条例(昭和39年栃木県条例第9号)に基づく額とし、開放施設を使用する者(以下、「使用者」という。)から徴収するものとする。

2 開放施設の使用に伴う光熱水費等については、前項の使用料とは別途に、相当額を使用者から徴収するものとする。

(使用者の遵守事項)

第5条 使用者には、次の事項を遵守させなければならない。

- (1) 原状を変更しないこと。
- (2) 使用許可の目的外に使用しないこと。
- (3) 使用許可の条件及びその他庁舎管理者が指示する事項に従うこと。

(使用許可の取消し)

第6条 庁舎管理者は、使用者が前条各号の遵守事項に違反すると認めるとき又は開放施設の管理運営上必要があると認めるときは、使用許可を取り消すことができるものとする。

(使用者の責任)

第7条 開放施設の使用に伴い生じた事故及び県有施設の故意又は過失によるき損、滅失若しくは形質の変更については、使用者が一切の責任を負うものとする。ただし、使用者の責めに帰すべき事由によるものでないと認められる場合には、この限りでない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、栃木県有施設開放の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成19年3月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成20年10月1日から適用する。